

プライバシーの今日的状況

江
場
純
一

- 一 はじめに
- 二 プライバシー権の意義
- 三 プライバシー権の憲法上の根拠
- 四 国家によるプライバシー侵害
- 五 私人によるプライバシー侵害
- 六 「表現の自由」と「プライバシー権」

七 まとめ

一 はじめに

プライバシーの権利は、憲法上の条文にはないが、「新しい人権」のひとつとして憲法上の権利として認識されている。

プライバシーの権利の起源は、ユダヤ教の中の口伝律法『ミシュナ』の一節にあるとも言われている。「隣人の窓の向かい側に壁を作るのなら、その壁が、窓より高くとも低くとも、四キュービット以内には立ててはならない」と。^①

また、最も初期の段階においては、手紙などの財産権的な利益保護として間接的にプライバシーの権利を保障されていたとも言われている。^②

またプライバシーの権利は、わが国において提唱されるようになった権利ではなく、アメリカにおいてその法理が発展してきたのである。

「プライバシー」が一つの権利概念として成立するきっかけとなったのは、一八九〇年にハーバード・ロー・レビュー誌に掲載された、ウォーレンとブランドイスという二人の弁護士による「プライバシーへの権利」(The Right to Privacy) という論文であった。

この論文は、一九世紀後半のアメリカにおいて、個人の私生活を暴露するゴシップを売り物にするイエロー・ペーパーが横行していた頃、これに対抗するために発表された。当初は、名誉毀損で処理していたが、十分な救済ができないため、個人の私生活それ自体プライバシーとして法的保護に値するものであるという内容であった。ここのプラ

イバシーの権利とは、「ひとりで放っておいてもらう権利」(right to be let alone)と発表し、この論文がきっかけとなって、やがて不法行為法上のプライバシーの権利が定着していくことになる。⁽¹⁾

このようにプライバシーの権利には、さまざまな歴史を経て定着してきているのである。またプライバシー権の概念が発生して一〇〇年以上たっているが、今日、日本ではどのように権利概念が変遷しているか、判例などを通して概観してみようと思う。

(参考文献)

- (1) 市川 裕 著「ユダヤ教聖典入門」(教文館) 四六〇七二頁参照
- (2) 新保史生 著「プライバシーの権利の生成と展開」(成文堂) 八頁参照
- (3) 田島泰彦 他著「表現の自由とプライバシー」(日本評論社) 三頁参照

二 プライバシー権の意義

プライバシー権の意義については、かつて「宴のあと」事件の裁判で、「私生活をみだりに公開されない権利」として定義された。従来の通説も同様であった。しかし、今日のような情報化社会では、国家や企業などが個人の氏名・学歴、職歴などの個人データを取得・作成したりすることができるようになり、個人に対する情報管理・操作の危険も高まってきている。そのような理由で、佐藤幸治教授も言っているが、今日では、プライバシー権とは、「自己に関する情報を自分でコントロールできる権利」であると考えられるようになった。(情報プライバシー権説)

また、阪本教授は、プライバシーを「他者による評価の対象になることのない生活状況または人間関係が確保されている状態」と定義しているし、棟居教授は、「自己イメージコントロール権」と捉えている。⁽²⁾

情報プライバシー権では、個人の氏名・学歴・職歴などを広く対象とする。情報を自分で取得・管理するだけでなく、国家・企業に対して情報を開示・訂正・抹消を求めるという作為請求権を含み、自由権の側面と社会権の側面の両方をもつことになる。

しかし、ここで注意しなければならないのは、同じプライバシー権といっても、自由権の側面と請求権の側面とでは、法的に権利の性質が異なるということである。つまり、自由権の側面としてのプライバシー権は、憲法一三条の規定を直接の根拠として裁判で争うことができる具体的権利であるのに対して、請求権の側面としてのプライバシー権は、一三条の規定だけでは直接に裁判で争うことのできない抽象的権利であると考えられているのである。

(参考文献)

- (1) 佐藤幸治 著「憲法」(第三版)
- (2) 芦部信喜 著「憲法」(第三版)

三 プライバシー権の憲法上の根拠

日本国憲法一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。このように一三条は、前段の「個人の尊重」と、後段の「幸福追求権」から成り立っている。

「一三条前段説」

この説は、一三条前段を具体的権利保障の根拠規定として解釈するにしても、「本条は後段をも含めて、一一条と同じく憲法の根本原理たる基本的人権の原理の宣言である」とした上で、具体的権利の保障が、幸福追求権に属する

ものであることを認めながらも、「個人の私事に干渉することを許さないとする根拠はさらに直接には一三条前段の『個人（人格）の尊厳』（人格的自律）に求められる」と解釈する。そして、仮に、一三条後段に幸福追求権規定がなくても、「前段の『個人として尊重される』の規定がプライバシーの権利の根拠となる」と主張する。（前段消極説^①）

この説では、憲法上明文で規定されていない権利には、「一三条前段の宣言する『個人としての尊重』の原理から直接導かれる『切り札』としての人權も存在する」として、その『切り札』としての人權は、個人の自律を保障するために不可欠の権利であり、たとえ、それを侵害することが『公共の福祉』を増進することになっても、なお侵害が許されない権利である」として、一三条前段を具体的な権利保障規定として積極的に読み取ろうとする説。（前段積極説^②）

「一三条後段説」

憲法一三条後段の「幸福追求権」は、憲法上明文で規定されていない新しい人權の保障根拠として一般的理解されており、プライバシーの権利も幸福追求権を根拠に保障される権利であるとする説が支配的である。

幸福追求権をめぐる学説には、二つの学説がある。一方は、幸福追求権を根拠として、実体的な権利を保障することに否定的な見解であり（権利否定説）、他方は、一三条を包括的な基本権を保障する規定であるとした上で、幸福追求権によって実体的な権利が保障する見解である。（権利承認説）

また、小林直樹教授は、「憲法一三条の権利は、個別の基本権をも含む包括的な権利であり、個別の権利に対して「一般法・特別法」的な関係をなし、後者の保障の及ばない範囲をも蓋う意味をもつ^③」と言及し、包括的な権利を保障する、「包括的基本的条項」と解され、さらに、憲法上明文化されていない権利に対する実体的権利保障規定として解されている。それによって、プライバシーの権利が、憲法一三条を根拠にしていると解される。

また、二三条後段説は、幸福追求権を根拠としながらも、それによって保障される自由の内容によって、「人間の生活活動全般にわたって成立する一般的自由」を保障するものと解する「一般的自由説」⁴と、人格的生存に不可欠な自由のみが、二三条によって保障されるとする「人格的利益説」⁵の二つの側面から学説が提唱されてきている。

(参考文献)

- (1) 佐藤 功 著「憲法(上)」「新版」(有斐閣) 一八四頁
- (2) 大須賀明 編「現代法講義憲法」(青林書院) 一〇六頁、一〇七頁
- (3) 小林直樹 著「憲法講義「新版」(上)」三二六頁
- (4) 橋本公巨 著「日本国憲法」二一九頁
- (5) 佐藤幸治 著「憲法(第三版)」(青林書院) 四〇四頁、四〇五頁

四 国家によるプライバシー侵害

国家がプライバシーを侵害する場合、プライバシー権を具体的権利として裁判で主張できるかどうかが問題となる。(一) 自己に関する干渉を排除するという自由権的側面においては具体的権利性を有するという考え方がある。

ただ、プライバシー侵害の違憲審査基準については、個人の思想・信条・心身に関する基本情報(固有情報)とそれ以外の情報(外延情報)とに分けて、前者は厳格な基準により、後者は緩やかな基準によるという見解が有力である。

判例としては、区役所が弁護士からの前科及び犯罪歴の照会に応じたことがプライバシー権侵害にならないか争われた「前科照会事件」があったが、判旨のなかで、「前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であ

り、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」といつている。

また、補足意見として、伊藤正己裁判官は、次のように述べている。「本件で問題とされた前科等は、個人のプライバシーのうちで最も他人に知られたくないもののひとつであり、それに関する情報への接近をきわめて困難なものとし、その秘密の保護がはかられているのもそのためである。もとより前科等も完全に秘匿されるものではなく、それを公開する必要の生ずることもありうるが、公開が許されるためには、裁判のために公開される場合であっても、その公開が公正な裁判の実現のために必須のものであり、他に代わるべき立証手段がないときなどのように、プライバシーに優越する利益が存在するのでなければならず、その場合でも必要最小限の範囲に限って公開しうるにとどまるのである。このように考えると、人の前科等の情報を保管する機関には、その秘密の保持につきとくに厳格な注意義務が課せられていると解すべきである。」と。(↓判例一)

また、指紋押捺を拒否したため起訴された外国人が、外国人に対して指紋押捺を義務づける制度は二三条に反すると争った「指紋押捺事件」があつたが、判旨では、憲法二三条に基づき「何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由」を有するとしていた。もっとも、指紋押捺制度は、立法目的の合理性があり、手段も相当として合憲としている。(↓判例二)

(二) 国家に対する作為請求という社会権的側面においては、抽象的権利にすぎない(裁判所の救済を求められない)と解されているのが通説である。

プライバシー権の社会的側面、すなわち「自己情報開示請求権」は裁判上主張しうる具体的権利といえるかは争いがある。この点、作為請求の対象・範囲が特定されておらず、手続き・要件等の基準も明確でないことから、立法による具体化をまつて裁判上主張しうる抽象的権利にすぎないとするのが通説のようである。

これにあてはまる判例に、「在日台湾人身上調査票訂正請求事件」(↓判例三)があり、判旨では次のように述べている。

「他人の保有する個人の情報が真実に反して不当であつて、その程度が社会的受忍限度を超え、そのため個人が損害を被る時は、その個人は名誉権ないし人格権に基づき当該他人に対し不真実、不当な情報の訂正ないし抹消を請求しうるとした。」

この判例は、「プライバシー権」の概念を用いずに、人格権・名誉権を根拠としている。しかし、自己情報の抹消・訂正請求権は、実質的には、自己情報コントロール権に基づくと理解されている。

五 私人によるプライバシー侵害

プライバシー侵害に対する救済方法は、二つ考えられる。一つは、不法行為による損害賠償請求と、もう一つは出版等の差止請求である。この二つの方法についての代表的な判例などを紹介する。

(ア) 不法行為による損害賠償請求(民法七〇九条)

日本では、プライバシーの権利は、『宴のあと』事件で正面から主張され、また判例上承認された。

『宴のあと』事件で東京地裁は、日本で初めてプライバシーの権利が法的保護に値する権利であることを認め、その侵害を不法行為として認め、三島氏に損害賠償を命じたのであった。この判決を契機に、プライバシーの権利は、一般に法的保護に値する権利であることが認められるようになった。(↓判例四)

最高裁判所も、『逆転』事件判決においても、前科をみだりに公開されないという法的保護に値する利益としてプライバシーの権利を認めている。

この事件は、沖縄がアメリカの統治下であったとき、日本人四名と米兵二名が殴り合いの喧嘩をして、米兵一名が死亡し、他が負傷した事件であった。陪審裁判で有罪とされ服役した人が、その事件について陪審員の一人であった人が執筆したノンフィクション作品『逆転』のなかで、実名が使用されているとして、プライバシー侵害を理由に損害賠償を求めた事例である。原告は、服役後、前科を隠して就職していたが、著しい精神的苦痛を受けたと主張。そして、最高裁判所は、プライバシーの権利という言葉は使用していないが、みだりに前科を公開されない権利としてとらえつつ、本件作品での実名使用の必要性を疑問として、損害賠償を認めたのである。^①

また、最近の判例では、私人間の問題であるが、早稲田大学が中国国家主席の講演会を開催した際に、参加希望生の記入した氏名、住所等を、その同意を得ることなく、警備にあたる警察に提供（開示）した事案について、最二判平成一五（二〇〇三）年九月一二日民集五七卷八号九七三頁（早稲田大学江沢民講演会事件）は、このような秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない情報もプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとし、当該開示につき学生本人に承諾を求めることが容易であった本件では、当該開示行為は、学生が任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、不法行為を構成する（本件個人情報情報の秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、結論を左右するに足りない）とした。ただし、本判決には、本件個人情報はその性質上、他者に知られたくないと感じる程度が低いものであること、講演会警備の必要性は極めて高いものであったこと、当該学生に実質的な不利益が生じたこともうかがわれないことなどを理由に、本件情報開示が不法行為にならないとする反対意見がある。^②（↓判例五）

（参考文献）

（一） 松井茂記 著「マス・メディアの表現の自由」（日本評論社）二一〇—二二一頁

(2) 初宿正典 他著「憲法 Cases and Materials 人権」〔基礎編〕(有斐閣) 一〇頁参照

(イ) 裁判所による出版などの差止請求

この場合、憲法二二条二項の「検閲」禁止、憲法二二条一項を根拠とする事前抑制禁止の原則に反しないかが問題になる。

有名な判例としては、「北方ジャーナル事件」がある。判例は、公務員または公職選挙の候補者に対する評価・批判等の表現行為については、事前差止は原則として許されないが、ただ、その表現内容が真実でなく、また公益目的でないことが明白で、かつ被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に事前差止が許されるとしていた。(↓判例六)

また、その他の最近の判例としては、モデル小説「石に泳ぐ魚」事件があるが、この小説の公表により登場人物を容易に特定でき、プライバシー、名誉権を侵害し、重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるとして、事前差止めを認めている。

しかし、最初から顔面に腫瘍のあることは、周知のことであり、これがプライバシーの侵害の問題になるのか、私にとって少し疑問の残るところである。

六 「表現の自由」と「プライバシー権」

プライバシー権は、個人の人格的生存にとって必要不可欠な基本的人権である。通説的立場によると、他人のプライバシー権を現実に侵害する言論が表現の自由の名の下に絶対的な保障を受けるわけではない。しかし、他方、表現

の自由は、人権体系の中でも「優越的地位」を占めるものである。佐藤幸治教授も次のように言説している。表現の自由は、個人の人格の形成と展開（個人の自己実現）、立憲民主主義の維持・運営（国民の自己統治）にとって、不可欠であつて、この不可欠の故に「表現の自由」の「優越的地位」が帰結されるとしている。それゆえ、表現の自由は他人のプライバシーを侵害したという一事をもつて、当然に制約されてもよいというものではないことが考えられる。

このようになると、「表現の自由」と「プライバシー権」との間の利益調整が必要になってくる。表現の自由の側からみれば、どのような場合にどの程度プライバシー権により制約を受けるかという問題が生じる。

表現の自由とプライバシー権との調整については、原則として両者の等価的利益衡量に基づく判断によるべきであるとされている。したがって、表現行為とプライバシー権との関係は、等価的利益衡量によって調整されるべきである。

両者の利益衡量の結果を場面に応じて類型化し、一定の判断基準を確立することが要求されてくる。しかし、共に重要な憲法上の価値を有する両者の権利調整は、等価値的な利益衡量が基本的に妥当する。

しかし、対立利益の一方が、優越的地位を占める表現の自由であることからすればそうした利益衡量は、表現の自由の価値と機能を十分ふまえたものであることが要求されることになる。

表現の自由の優越性は、とりわけ、それが国民主権原理に基づく民主主義政治にとって不可欠の前提基盤としての意味をもつ（国民の自己統治の側面）ということによって基礎づけられる。とすれば、公共性のある問題についての発言の自由は、この自由の中核をなすものとして、十分な保障があたえなければならないと考えるべきではないか。すなわち、公共性のある事柄については可及的に自由な情報流通を図る必要があるとの観点から、プライバシーにか

かわる事柄であっても、その事柄の公表に公の利益が認められる場合には表現の自由を優先させようとするものである。

その点、阪本昌成教授も次のように指摘している。

表現行為が他者のプライバシー権侵害を構成する場合であっても、公表された事実が、公衆が知ることにつき正當な関心を抱く事柄である場合（「公共利益の理論」）、社会において重要かつ顕著な役割をはたしている人物についての情報である場合（「公的存在の理論」）については、当該表現行為の違法性が阻却されると言っている。

七 まとめ

ずいぶん前だが、私は、ジョージ・オーウェルの『一九八四年』という小説を読んだのを、うっすら記憶している。この小説の内容は、将来、家庭内を含めてありとあらゆる場所に監視カメラがあり、それが一元的に国家によって管理される超管理社会がやってくるのだという小説だったように思う。

このような管理社会に対抗するための法律である個人情報保護法が制定されたが、本当に効用があるのかどうか疑問も残るところである。

要するに、プライバシーというものが何なのかわからないまま、「自己情報コントロール権」という概念だけがありとり歩きしているのかもしれない。だから、監視カメラに映されても、「自己情報コントロール権」を放棄しているから、写してもらっても結構ですよということになって、結局、歯止めが効かなくなってしまうのではないのか？

それから、マス・メディアの現況としては、表現・報道の自由の大切さを認めていた日本弁護士連合会や憲法学者のなかにさえ、いまではマス・メディアを突き放す者が増えているのではないだろうか。

確かに、事件が起きた時、被害者の気持ちを無視して、マイクを向けたり写真をとったりしているマス・メディア側にも行き過ぎた行動があるということは理解できる。

だから、日本弁護士連合会のなかには、人権擁護機関の創設の必要性を訴え、行政機関によるマス・メディアの統制を率先して支持している。憲法学者の人達も、マス・メディアの表現・報道の自由を擁護するのは少数派である。

だが、被害者の保護とか人権保護の名目のもとマス・メディアの取材・報道の自由を大きく制約してしまつて、はたして良いのであろうか。マス・メディアの表現・報道の自由は、民主政治にとって不可欠である。表現の自由のないところでは、民主主義は育たない。だから、マス・メディアの取材・報道の自由の制約は慎重でなくてはならないと思う。

私が考えるには、表現の自由が、憲法で保障されているのに、それはいつたい何であつて、どこまでなのかがはっきりしていないので、表現の自由の概念が、手探り状態になっているのかもしれない。強いのにあたれば、引込むし、弱いのにあたれば突き進むという力勝負になっている。

だから、「表現の自由」も「プライバシー」もお互い手探り状態なのである。このような状態のもと、やれ「メディア規制法」とか「個人情報保護法」といった制度面だけ整つても、全体的にはバランスの取れない関係になつてしまつのである。

「判例一」 前科照会事件「最判一九八一（昭和五六）年四月一四日民集三五卷三号六二〇頁」

「事実」

本件原告Xは、訴外A自動車学校の技術指導員であつたが、地位保全仮処分命令の申請により従業員たる地位が仮に定められていた。これに関して、Aの弁護士Bは、一九七一（昭和四六）年五月一九日、弁護士法二三条の二第一項に基づいて、Xの「前科及び犯罪歴について」京都市のC区役所に照会したところ、Xには道路交通法違反一一犯、業務上過失傷害一犯、暴行一犯の前科があることをC区役所は回答した。そこで、Aは、Xに対して、前科を秘匿した経歴詐称を理由に予備的解雇を通告した。これに対してXは、京都市を相手とり、自己の名譽、信用、プライバシーが侵害されたこと、C区長が前科照会に回答したことは過失があつたこと等を主張して、損害賠償の請求をした。第一審（京都地判）で請求棄却されたが、第二審（大阪高判）では一部認容されたため、京都市が上告した。

「判旨」 棄却

「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名譽、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏洩してはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となつていて、市区町村長に照会して回答を得るものでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答することができるのであり、同様な場合に弁護士法二三条の二に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱には格別の慎重さが要求されるものといわなければならない。本件において、原審の

適法に確定したところによれば、京都弁護士会が訴外B弁護士の出により京都市伏見区役所に照会し、同市C区長に回付された被上告人の前科等の照会文書には、照会を必要とする事由としては、右照会文書に添付されていたB弁護士との照会申出書に『中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため』とあったにすぎないというのであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたると解するのが相当である。原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、C区長の本件報告を過失による公権力の違法な行使にあたるとした原審の判断は、結論において正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。」

〔判例二〕 外国人指紋押捺拒否事件〔最三判平七・一二・一五刑集四九卷一〇号八四二頁〕

〔事実〕

日系米国人の宣教師Yは、一九八一年一月九日、牧師活動をするために当時居住していた神戸市灘区において新規の外国人登録の申請をしたが、その際、外国人登録原票、登録証明書および指紋原紙二葉に指紋の押捺をしなかったために、外国人登録法（昭和五十七年法律七五号による改正前）一四条一項、一八条一項八号に該当するとして起訴された。Yは、外国人に対する指紋押捺制度を定めた外国人登録法の条項が憲法一三条、一四条、一九条、三一条に違反すると主張したが、下級審（神戸地裁、大阪高裁）でその主張が認められず有罪とされたので上告した。

〔判旨〕 棄却

「指紋は……それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではない

が、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があり」、「指紋押捺制度は、国民の私生活上の自由と密接な関連をもつ」ものと考えられる。

「個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋押捺を強制することは、同条の趣旨に反して許され」ない。としたうえで、指紋押捺制度は正当な行政目的達成のために戸籍のない外国人の特定に最も確実な制度として制定されたもので、立法目的に十分な合理性・必要性があるとする。また、押捺義務が次第に緩和され、対象も一指のみであり、強制も間接強制にとどまるため、方法としても一般的に許容される限度を超えない相当なものであるとした。

〔判例三〕 在日台湾人調査票訴訟〔東京高判昭和六三・三・二四〕

〔事実〕

原告は、直属の上司である江川中隊長の許可を得て離隊したのであるから、手続上欠けることなく、また、中隊長の許可を得て離隊した者をも「逃亡」に含めて処理することは裁量権の逸脱であると主張し訴えた事例。

〔判旨の要点〕

（東京地判昭和五九・一〇・三〇）

昭和二〇年九月現在、海軍巡査であつた原告が適法に部隊から離脱するためには、官吏服務規律の規定上海南警備府司令長官の許可を要するところ、実際には江川中隊長は原告の離隊の申出を、佐世保鎮守府第八特別陸戦隊司令を

通じて海南警備府司令長官に上申しておらず、従つて、原告の離隊は同司令長官の許可を得た適法なものであったとは言えず、しかも、原告は戦犯として責任を追求され処刑されることを恐れ、海南島を脱出するために離隊したものであり、江川中隊長も原告のこのような離隊の動機や目的を承知のうえ、原告の身を案ずる一心から原告を離隊させたものであるから、被告が所定の手続きを経ずに部隊を離脱した原告について、台湾籍民軍属調査名簿あるいは原告の身上書に「逃亡」と記載し、そのように処理したとしても、それをもつて違法とすることはできない。

……被告の離隊をもつて「逃亡」として扱つたとしても、その真实性に疑いを差し挟むべき事情の存しない本件では、これを抹消しなければならないほど著しく正義に反し原告の名誉等人格的利益を違法に侵害するものということではない。

(東京高判昭和六三・三・二四)

他人の保有する個人の情報が、真実に反して不当であつて、その程度が社会的受忍限度を超え、そのため個人が社会的受忍限度を超えて損害を被るときには、その個人は、名誉権ないし人格権に基づき、当該他人に対し不真実、不当なその情報の訂正ないし抹消……を請求し得る場合がある。

〔判例四〕 「宴のあと」 事件〔東京地判昭和三九・九・二八下民集一五卷九号三三七頁〕

〔事実〕

Xは外務大臣の経験もある著名な政治家であつたが、昭和三四年の東京都知事選挙に出馬し、落選した。小説家三島由紀夫は、Xと、著名な料亭の女将で夫の選挙に努力した妻とをモデルにした小説を執筆し、後に単行本として出

版した。Xはプライバシー侵害という、当時の日本では未だ判例上未知の理論を根拠に謝罪広告と損害賠償を求めた。

「判旨」

(一) プライバシー保護は権利

「近代法の根本理念の一つであり、また日本国憲法のよつて立つところでもある個人の尊厳という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによつてはじめて確実なものとなるのであつて、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならないことは言つまでもないところである。このことの片鱗はすでに成文法にも明示されているところであつて……ここに挙げたような成文法規の存在と前述したように私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至つていることを合わせ考えるならば、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当であり、それはいわゆる人格権に法摂されるものであるけれども、なおこれを一つの権利と呼ぶことを妨げるものではないと解するのが相当である。」「右に判断したように、いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解されるから、その侵害に対しては侵害行為の差し止めや精神的苦痛に因る損害賠償請求権が認められるべきものであり、民法七〇九条はこのような侵害行為もなお不法行為として評価されるべきことを規定しているものと解釈するのが正当である。」

(二) プライバシー侵害の基準

「プライバシーの侵害に対し法的な救済が与えられるためには、公開された内容が(イ)私生活上の事実または私

生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることからであること、(ロ)一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合公開を欲しないであろうと認められることからであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることからであること、(ハ)一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とするが、公開されたところが当該私人の名誉、信用というような他の法益を侵害するものであることを要しないのは言うまでもない。」

(三) プライバシーと表現の自由

「元来、言論、表現などの自由の保障とプライバシーの保障とは一般的にはいずれが優先するという性質のものではなく、言論、表現等は他の法益すなわち名誉、信用などを侵害しないかぎりでその自由が保障されているものである。このことはプライバシーとの関係でも同様であるが、ただ公共の秩序、利害に直接関係のある事柄の場合とか社会的に著名な存在である場合には、ことがらの公的性格から一定の合理的な限界内で私生活の側面でも報道、論評等が許されるにとどまり、たとえ報道の対象が公人、公職の候補者であつても、無差別、無制限に私生活を公開することが許されるわけではない。このことは文芸という形で表現等の場合でも同様であり、文芸の前にはプライバシーの保障は存在し得ないかのような、また存在し得るとしても言論、表現等の自由の保障が優先されるべきであるという被告等の見解はプライバシーの保障が個人の尊厳性の認識を介して、民主主義社会の根幹を培うものであることを軽視している点でとうてい賛成できないものである。」

(参考文献)

松本昌悦 著「プライバシーと表現の自由」(憲法判例百選 六八)

野中俊彦・江橋 崇 著「憲法判例集」(有斐閣新書) 七八、七九頁

〔判例五〕 早稲田大学名簿提供事件〔最判二〇〇三(平成一五)・九・一一・民集五七卷八号九七三頁〕

〔事実〕

Y(学校法人早稲田大学、被告・被控訴人・被上告人)の設置する早稲田大学(以下「大学」という)は、平成一〇年七月下旬ころ、中華人民共和国の江沢民国家主席の来日に際し講演会を開催することを計画し、関係機関との打ち合わせの上、同年一月二八日に、同大学講堂において、同国家主席による講演会を開催することとした。本件講演会への参加申し込みは、大学の各学部事務所等に備え置かれた名簿に、希望者が氏名等を記入する方法で行われた。

Xら(原告・控訴人・上告人)は、当時早稲田大学の学生であり、本件講演会への参加を申し込み、名簿にその氏名等を記入し、参加証等の交付を受けた。

大学は、講演会の準備にあたり、警視庁、外務省等と数回にわたる打ち合わせを行い、その中で、警備のため、警視庁から本件講演会に出席する者の名簿を提出するよう要請を受け、学内での議論を経て、本件名簿の写しを同警視庁に提出した。しかし、この名簿提出について、事前にXらを含む学生の同意を得ることはなかった。

これに対し、Xらは、本件講演会に出席し講演中に大声で叫ぶなどして警察に現行犯逮捕され、その後、大学から譴責処分を受けた者であるが、大学が本件名簿の写しを無断で警視庁に提出したことによってプライバシーを侵害されたなどとして、Yを相手に損害賠償等を請求した。

第一・二審では、^{けんせき}譴責処分の無効等と、警視庁への名簿の無断提出によるプライバシー侵害が争われたが、両裁判所はともに、氏名等を含む本件個人情報プライバシーに当たすることは認めたものの、譴責処分の無効等と不法行為

の成立は否定した。これに対し、プライバシー侵害を理由とする損害賠償請求についてののみ、上告受理の申し立てを行つたのが本件である。

なお、関連の判決が別に一つあり、この判決は、同日に上告がしりぞけられている。また、本件の差戻し後の東京高等裁判所の判決（東京高判二〇〇四「平成一六」年三月三日判例時報一八五五号一〇四頁）は、Xらに対しそれぞれ五〇〇〇円の支払いを命じる限度で、損害賠償の請求を認めた。

「判旨」 破棄差戻し

（一） 本件個人情報とは、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提出を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であつて、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えすることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるといふべきである。

（二） このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によつては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報収集した早稲田大学は、上告人らの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないといふべきであるところ、同大学が本件個人情報警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であつたものと考えられ、それが困難であつた

特別の事情がつかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについて上告人らの同意を得る手続きを執ることなく、上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するといふべきである。原判決の説示する本件個人情報の秘匿性の程度、開示による具体的な不利益な不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するに足りない。」

反対意見

「本件個人情報、プライバシーに係る情報であっても、専ら個人の内面にかかわるものなど他者に対して完全に秘匿されるべき性質のものではなく、上告人らが社会生活を送る必要上自ら明らかにした情報や単純な個人識別情報であって、その性質上、他者に知られたくない感じる程度が低いものである。また、本件名簿は、本件講演会の参加者を具体的に把握し、本件講演会の管理運営を円滑に行うために作成されたものである。」

他方、本件講演会は、国賓である中華人民共和国国家主席の講演会であり、その警備の必要性は極めて高いものであったのであるから、その警備を担当する警視庁からの要請に応じて早稲田大学が本件名簿の写しを警視庁に交付したことは、正当な理由があったといふべきである。また、早稲田大学が本件個人情報を開示した相手方や開示の方法等をみて、それらは、本件講演会の主催者として講演者の警護等に万全を期すという目的に沿うものであり、上記開示によって上告人らに実質的な不利益が生じたこともつかがわれない。

これらの事情を考慮すると、早稲田大学が本件個人情報を警察に開示したことは、あらかじめ上告人らの同意を得る手続きを執らなかつた点で配慮を欠く面があったとしても、社会通念上許容される限度を逸脱した違法な行為であ

るとまでいふことはできず、上告人らに対する不法行為を構成するものと認めることはできない。」

〔判例六〕 北方ジャーナル事件「最大判一九八六（昭和六一）・六・一一・民集四〇巻四号八七二頁」

〔事実〕

昭和五四年四月の北海道知事選の立候補予定者、当時の国会議員（社会党）Yは、かねてXの発行する政界情報誌「北方ジャーナル」がYを誹謗する名誉毀損の記事を掲載するたびに雑誌の販売禁止の仮処分を申請し、認められてきた。同誌の同年四月号に関する仮処分申請について、札幌地裁は、無審訊^{しんしん}で認めた。原告Xは損害賠償を求めて出訴。一、二審とも原告敗訴し上告。（上告棄却、原告敗訴確定）

〔判旨〕

（二）裁判所の仮処分は検閲に該当しない

「一定の記事を掲載した雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、裁判の形式によるとはいえず、口頭弁論ないし債務者の審訊を必要とせず、立証についても疎明で足りるとされているなど簡略な手続きによるものであり、また、いわゆる満足の仮処分として争いのある権利関係を暫定的に規律するものであつて、非訟的な要素を有することを否定することはできないが、仮処分による事前差止めは、表現物の内容の網羅的一般的審査に基づく事前規制が行政機関によりそれ自体を目的として行われる場合とは異なり、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の

有無を審理判断して発せられるものであって、右判示にいう『検閲』には当たらないものというべきである。」

(二) 公共利害事項は差止禁止、仮処分許可は例外

「出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、前示のような憲法二一条一項の趣旨に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のもでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる実的要件を具備するときに限つて、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上来説示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。」

(三) 無審訊の仮処分が許容されるのは例外事例

「事前差止めを命ずる仮処分命令を発するについては、口頭弁論又は債務者の審訊を行い、表現内容の真実性等の主張立証の機会を与えることを原則とすべきものと解するのが相当である。ただ、差止めの対象が公共の利害に関する事項についての表現行為である場合においても、頭弁論を開き又は債務者の審訊を行うまでもなく、債務者の提出した資料によつて、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のもでないことが明白であり、かつ、債務者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があると認められるときは、口頭弁論又は債務者の審訊を経

ないで差止めの仮処分命令を発したとしても、憲法二二条の前示の趣旨に反するものということはできない。」

（参考文献）

野中俊彦・江橋 崇 著「憲法判例集」（有斐閣新書）八一～八二頁